

生健会が周知を求めていた、生活保護利用者の「健康診査」 「チラシ」が配布され、ひと月で昨年1年分が実施



そのために、生活保護利用者の健診受診率は以前とほとんど変わらず、国保利用者のわずか1/100に留まったままでした。

そこで、生健会北九州ブロック協議会が「健康診査率向上」を求め市議会に陳情しました。

市議会の陳情審査の中で会員の藤沢かよ議員が、「保護決定変更通知書と健診チラシを同封して送付すること」を提案していました。

柳井議員も「国も電話や手紙の送付などで受診率向上の取り組みを行う計画」と紹介し受診率向上の取り組みを求めていました（本紙34号掲載）。

10月から3年連続で生活保護費が引き下げられ、その保護変更決定通知が送付されるのに合わせてチラシが同封され配布されました。

■チラシ配布後ひと月で、昨年の1年分実施

チラシが届けられたとたん「健康診査」を実施する方が増え、市保護課も「ひと月で昨年1年分の利用がありました」と驚いています。

このことを最初に市議会で提起したのは小倉生健会員の柳井誠市議です（本紙15号掲載）。

これを受けて保護課は「生活保護のしおり」に健康診査について3行追加しましたが、強調はしませんでした。



「生活保護法」以外の法律でも定めてある「最低生活費」

「福岡民報」（福岡民報社）に掲載された県自治労連の「標準生計費と最低生計費」を読んで、最低生活費の考え方が広がりました。

記事は、「生活保護法以外にも、国税徴収法や民事執行法や民事再生法において、最低生活を維持するのに必要な金額の範囲で差押え禁止金額を計算」し、その額は法が定めた最低生活費だとしています。

注目されるのは福岡県の最賃で計算した場合、差押え禁止額は国税徴収法では単身で14万

7186円。民事再生法では16万5667円です。

■地位・体面維持費も最低生活費

また、国税徴収法には差押え禁止の対象に、生活保護法の生活扶助費と並んで、最低生活費（10万円＋本人含む世帯員×4500円）に加えて、「収入にふさわしい地位又は体面の維持に必要とされる費用」としての体面維持費（税金＋社会保険費＋最低生活費）×0.2も差押えの対象外、つまり、最低生活費として保障されています。

小倉生健会
生活と健康を守る
一人はみんなのために、みんなは一人のために



北九生健会が市議会に審査請求書を提出

えっへーん

生活保護も年金も廃止して、ひと月7万円 「ベーシックインカム」が議論に

菅首相が立ち上げた「成長戦略会議」のメンバーに、総合派遣企業パソナグループ会長の竹中平蔵氏が含まれています。竹中氏は小泉内閣で規制緩和を進め、格差拡大を招いたと批判されていました。

竹中氏は、5年前から「マイナンバーカードと銀行口座を“ひも付け”することを条件に、「ベーシック（基本）インカム（所得）」を提唱し、一定の所得制限を設けながら、全国民に毎月約7万円を給付すると述べています。

その代わりに生活保護や年金を廃止する。廃止した財源でベーシックインカムを行うという構想です。この構想に「それだけではとても暮らせない」「家賃で多くが消えてしまう」と

反発の声もあがっています。

ベーシックインカムの考え方は、憲法25条に規定された国民の生存権などにてらして、積極的な面も持っています。

しかし、同時に、いくばくかのベーシックインカムと引き換えに、現在の生活保護や年金、医療などの社会保障制度を廃止すれば、国民生活に深刻な打撃をもたらします。



第4回 全国「コロナなんでも相談会」

今回も、全国に呼応して北九州会場で相談会が開催されました。

相談員11名が、4回線の電話で34件の相談に応じました。北九州だけでなく福岡市・佐賀・大分・沖縄からも、テレビ、ラジオ、SNS、チラシなどで相談会を知った方から相談が寄せられました。

《今週の本質》
「戦争を美しく語る者を信用するな。彼らは決まって戦場に行かなかつた者なのだから。ずっと前からそして今も人々は政治家のために殺されている」映画監督・俳優のクリント・イーストウッド

生活保護費引き下げを許さないため、不服審査請求を行いましょう

全国で1万人の審査請求を目指しています。申請のお手伝いは生健会へご連絡ください。



どこの国の「公共放送」か！

NHKニュースのたびに、大統領選挙の報道が行われるのにもうざりしますが、トランプ・バイデンの演説（主張）も必ず紹介されます。しかも、二人の公平さを保つため？に、一方だけを紹介することはありません。

一方、国会から逃げ回っていた菅首相への初の代表質問は、ニュースでは自民・立憲の質問が少し報道されるだけ、それ以外の質問は、ほとんど報道されませんでした。“どこの国の公共放送か”本当に腹が立ちます。

加算

妊婦	6ヶ月未満	9,130円	
	6ヶ月以上	13,790円	
産婦		8,480円	
障害者	障害等級表 1・2級(2)ア	居宅	26,810円
		入院・入所	22,310円
	障害等級表 3級(2)イ	居宅	17,870円
		入院・入所	14,870円
	常時介護		14,880円
	介護家族		12,470円
他人介護		70,360円以内	
介護施設 入所者	母子・障害者 加算非該当者	9,880円以内	
在宅患者		13,270円	
放射線 障害者	告示(1)	43,830円	
	告示(2)	21,920円	
介護保険料		実費	

母子加算

1人目	2人目	3人目以上	北九州市作成
18,800円	4,800円	2,900円	

【経過的加算その1】3人以上の世帯であって母子加算対象者が1人のみいる世帯

加算対象者の年齢	0歳～14歳	15歳～17歳	18歳～19歳
加算額	3,330円	0円	3,330円

【経過的加算その2】養育に当たる者が在宅者の世帯のうち、母子加算対象者が2人以下であって、当該母子加算対象者が全て入院・医療型障害児入所施設入所中の世帯

人数	1人	2人
加算額	3,330円	280円

児童養育加算

基準額	経過的加算額
10,190円	4,330円

※①4人以上の世帯に属する3歳に満たない児童、②3人以下の世帯に属する3歳に満たない児童(救護施設、職業能力開発学校等、入院患者)③第3子以降の「3歳から小学校修了前」の者について、経過的加算を該当する子1人につき別途加算する。

入院患者日用品費		
基準額	冬季加算	期末一時
23,110円以内	1,000円	13,520円

介護施設入所者基本生活費		
基準額	冬季加算	期末一時
9,880円以内	1,000円	13,520円

救護施設		
基準額	冬季加算	期末一時
64,140円	2,050円	5,070円

住宅扶助

区分	住宅扶助限度額	特別基準	経過措置
1人 床面積	～6㎡	38,000円以内	31,500円以内
	7～10㎡		
	11～15㎡		
	16㎡～		
2人	35,000円以内	41,000円以内	40,900円以内
3人		44,000円以内	
4人	38,000円以内	46,000円以内	
5人		49,000円以内	
6人	41,000円以内		
7人以上	45,000円以内	52,000円以内	49,000円以内
敷金等	世帯人員に応じた特別基準で定められた上限額に3を乗じて得た額の範囲内		
住宅維持費	121,000円以内	181,500円以内	

※ 1人の床面積は、1㎡未満を切り上げ

教育扶助(月額)

区分	小学校	中学校
基準額	2,600円	5,100円
給食費	4,300円	5,400円
学級費	1,080円以内	1,000円以内
教材代・交通費	実費	実費

出産扶助

基準額	施設	295,000円以内
	居宅	259,000円以内
特別基準額		305,000円以内
衛生材料費		6,000円以内

葬祭扶助

大人	209,000円以内
小人	167,200円以内

火葬費用が大人600円、小人500円を超えるときは、当該超える額を加算

生業扶助

区分	基準額
生業費	47,000円以内
技能修得費 (高等学校等就学費を除く)	82,000円以内
基本額(月額)	5,300円
教材代	正規の授業で使用する教材の購入に必要な額
授業料 (高等学校等就学費 金の支給に關する法律 第2条各号に掲げるもの に在する場合は除く。)	高等学校等が所在する都道府県の条例に定める都道府県立の高等学校における額以内の額 ただし、入学料について、市町村立の高等学校等に通学する場合は、当該高等学校等が所在する市町村の条例に定める市町村立の高等学校等における額以内の額。
入学料	
入学審査料	30,000円以内/回
通学費	通学に必要な最小限度の額
学級費	2,330円以内
就職支度費	32,000円以内

学習支援費

小学生	実費、ただし年額16,000円以内
中学生	実費、ただし年額59,800円以内
高校生	実費、ただし年額84,600円以内

仮に日本が、「敵基地攻撃」に着手すれば、どのような事態が起こりうるのでしょうか。

攻撃すれば反撃されるのが軍事の常識です。敵基地攻撃に踏み切る場合には、

- ①相手が反撃不能になるまで徹底的に攻撃し壊滅状態に追い込む
- ②ある程度の反撃(それに伴う日本の国土への被害)を許容するといった選択が迫られます。

北朝鮮には中距離弾道ミサイル「ノドン」など、日本を射程圏内に収めたミサイルが無数に配備されていますが、ほとんどは移動式ランチャーから発射される可能性が高いとされています。その動きをすべて24時間態勢で監視し続けることは容易ではありません。

さらに、北朝鮮は2016年と19年、潜水艦発射弾道ミサイル(SLBM)を発射。潜水艦の動きを把握するのはより困難です。これに対処しようと思えば、途方もない大軍拡で米軍なみの攻撃力を整え、ミサイル基地にとどまらず、北朝鮮の全土や周辺海域を徹底的に攻撃し、文字通りの「焼け野原」にする以外にはありません。しかも、相手に反撃の余地を与えないためには、03年のイラク戦争のように、大量攻撃を短期間に行う必要があります。それでも、たえず移動するミサイルを一気に破壊することは不可能です。

柳沢協二・元内閣官房副長官補は都内での講演で「100%たたくことができなければ、必ず報復される」と指摘。国土が戦場になり、日本が相手に行ったのと同様、全土が攻撃対象になり、民間人に多数の犠牲者が発生します。しかも、北朝鮮は核保有国です。敵基地攻撃の先に待っているのは破滅です。

さらに重大なのは、自衛隊の敵基地攻撃能力は、安保法制の下、米軍と一体化し(事実上、米軍の一部に組み込まれる危険がきわめて高いことです。

たとえば米中間で軍事的な危機が発生し、それが「存立危機事態」として認定された場合、日本が攻撃を受けていない場合でも、集団的自衛権の行使に踏み切り、相手の基地を攻撃する可能性は排除されていません。

米国・ロシアの中距離核戦力(INF)全廃条約の失効(2019年8月)に伴い、北東アジアにおけるミサイル開発競争が新局面に入りました。

これに加え、日本を含む各国で、従来の弾道ミサイルとは全く異なる、低高度をマッハ5以上で飛行し、軌道も自在に変えられる「極超音速兵器」の研究・開発が進められています。中口はすでに実戦配備を進めており、米国は23年の配備を目指しています。日本も「島しょ防衛用」と称して研究を進めていますが、現状ではいずれの国でも、「極超音速ミサイル防衛」網を確立するメドは立っていません。いったん戦端が開かれれば攻撃しあうしかない、危険な状況なのです。

では、どうすればいいのか。柳沢氏は「先にミサイルを撃とうとする側には、必ず動機がある。撃ち落とそうとするより、動機をなくすための外交努力の方が、はるかに合理的だ」と指摘します。

ミサイル「対処」から、ミサイルの危険をなくすための対話へ。日本が取るべき道は敵基地攻撃ではなく、外交努力であり、「抑止力」のための軍拡から、軍縮への転換です。

(「しんぶん赤旗」の記事より転載)